

社会福祉法人三野福社会 奨学金制度要綱

この要綱は社会福祉法人三野福社会が認めた者について、資格取得の為に必要な学費等を支給する制度（社会福祉法人三野福社会奨学金制度）について定めたものである。

1 奨学金貸与対象者

- (1) 三野福社会職員
- (2) その他社会福祉法人三野福社会が認めた者

2 奨学金支給対象者

- (1) 上記に定める資格取得を希望する者のうち、社会福祉法人三野福社会が認めた者

3 奨学金貸与対象

- (1) 入学金
- (2) 学費

4 在学中の身分

- (1) 理事長が定める。

5 在学中の給与

在職者については、基本給のみ支給する。

6 奨学金の返還免除

卒業後、取得した資格職として社会福祉法人三野福社会の設置運営する施設等に5年間勤務した者は、貸与した奨学金を返還免除とする。

7 奨学金の返還

奨学金は、次の場合には奨学金の貸与を打ち切り、貸与済みの奨学金の全額を直ちに返還するものとする。

- (1) 奨学生の自己の都合によって中途退学した場合
- (2) 怠学、成績不良で資格取得の見込が立たない場合
- (3) 卒業後翌年までに資格が取得できなかった場合
- (4) その他合理的理由により、社会福祉法人三野福社会が奨学生としてふさわしくないと認めた者
- (5) 上記7、5年未満の勤務者に対しては、年数に応じ返還を求めるものとする。

8 その他

社会福祉法人三野福社会奨学金制度の運用については、この要綱に定めるほか、詳細については奨学金ごとに別途細則を定めるものとする。

9 付 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。